府中南公民館不用物品即売会

実施要領

【府中町財務部財政課】

1. 目的

府中南公民館で不用となった物品を町民等へ売却することにより、物品の有効活用と歳入の確保を図ることを目的とします。

2. 即売会の概要

(1) 日時等

日時: 令和８年１２月１２日（土） １０時～１５時

最終入場: １４時４５分 まで

購入物品の搬出期限: １７時 まで

(2) 場所

会場: 府中南公民館

住所: 府中町桃山二丁目５番１号

(3) 対象者

不用物品を購入できる方は、個人又は法人（公共的団体含む）です。府中町外在住の方も対象です。

ただし、次のいずれかに該当する方は購入できません。

・契約を締結する能力を有しない者

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

・売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする者

・前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者

・その他、町長が不適当と認めた者

3. 売払物品

売払物品の一覧は、府中町ホームページで公開します。

4. 購入方法

(1) 物品の確認

・会場内を自由にご覧いただき、購入したい物品をお探しください。

・職員による物品の説明はありません。

(2) 購入手続き

・購入したい物品を会場内の精算所へお持ちください。

・精算所で代金をお支払いください。支払いは現金のみです。

・クレジットカード、キャッシュレス決済等は利用できません。

・釣銭が不要となるよう小銭の準備をお願いします。

(3) 物品の引取り・搬出

・購入した物品は、当日１７時までにご自身で搬出してください。

・梱包材（段ボール、新聞紙等)、台車、持ち帰り用の袋などは各自でご用意ください。

5. 留意事項

- 物品は長年使用したもので、傷、汚れ、破損、部品の欠損等があります。クリーニングは行っておりません。
- 電気製品等は動作確認を行っていないため、ジャンク品（故障品）扱いとします。正常な動作を保証するものではありません。
- 電化製品等について、当日の動作確認はできません。
- 引き渡し後の物品の故障、不具合、隠れた瑕疵等について、府中町は一切の責任を負いません。
- 購入後の返品、返金、交換、補償は一切できません。
- 購入した物品は適切に使用・処分し、不法投棄等の違法行為は絶対に行わないでください。
- 公開後であっても、公共の利用等の事情により、予告なく売払いを中止する物品がある場合があります。
- 物品は現状での引き渡しとなります。必ず会場で現物をご確認ください。
- 数に限りがあるため、売り切れの場合はご容赦ください。

【問い合わせ先】

[府中町 財務部 財政課]

- 住所: 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号
- 電話: 082-286-3171
- FAX : 082-287-2668
- e-mail:zaisei@town.fuchu.hiroshima.jp